

固定価格買取制度の見直しに対する緊急提言

平成28年3月25日

自然エネルギー協議会

固定価格買取制度の見直しに対する緊急提言

昨年末のCOP21における「パリ協定」の歴史的合意を受け、我が国では新たな地球温暖化対策計画の策定が進められているところであり、温室効果ガスを2030年度までに2013年度比で26%削減する目標とともに、「2050年までに80%削減」との意欲的な長期目標を実現するためには、地球温暖化対策の切り札となる自然エネルギーの導入拡大がますます重要となってくる。

また、来る4月1日から、電力システム改革第二弾となる電力小売全面自由化の開始により、事業者や自治体による多くの地域新電力が電力小売事業に参入することが期待されており、地域の多様な自然エネルギーを消費者へ提供し、積極的に選択してもらう「自然エネルギーの地産地消」を着実に進めていく必要がある。

一方、平成28年2月9日に閣議決定され、今国会で審議されている固定価格買取制度の改正法案では、全電源を対象とした入札制度の導入が制度上可能となるほか、自然エネルギー電源の接続義務を定めた条項が削除されるなど、これまで我が国の自然エネルギー普及拡大を牽引してきた固定価格買取制度が大きく姿を変えようとしており、制度の見直しにより地域の自然エネルギー発電事業者の混乱が懸念されることから、慎重な対応が必要である。

加えて、昨年12月には、北海道電力及び東北電力が風力発電に係る指定電気事業者の指定を受けたが、風力をはじめリードタイムの長い自然エネルギーにおいては、指定前から事業化を進めているものも多く、発電事業者の開発意欲低下や金融機関の投資冷え込みといった、自然エネルギーの普及に影響が生じることが憂慮されるため、制度運用に係る妥当性の検証と客観性の確保が求められる。

地球温暖化対策は待ったなしであり、自然エネルギー協議会として、自然エネルギーの最大限導入と、国が進める制度の適正な見直しをしっかりと後押しするべく、次のとおり提言するものである。

1 入札制度の検証

入札制度については、大規模太陽光発電から実施する方針が示されているが、改正法案では対象となる自然エネルギーの種類が特定されておらず、今後、対象が中小規模の太陽光や小水力、風力といった全電源に拡大される恐れがあることに加え、入札の対象や入札量の設定プロセスも不透明であることから、事業の予見可能性低下や、落札できないリスクの増大により、エネルギーの地産地消を進める地域の小規模な自然エネルギー発電事業者の参入が阻害される懸念がある。

このため、制度改正にあたっては、中小規模の太陽光や他の自然エネルギーへの拡大適用がなされないよう、対象範囲を大規模太陽光発電に限定した上で試行的に実施し、その効果や影響をしっかりと検証することで、地域の実情を踏まえた、自然エネルギーの健全な普及拡大が進められる制度とするよう要望する。

2 自然エネルギー電源の優先接続

事業者の市場参入を促進し、自然エネルギーの普及拡大を進めるため、現行法では、自然エネルギー電源の優先接続を規定するとともに、やむを得ず接続を拒む場合の条件が詳細かつ限定的に列挙されていたが、改正法案では当該条項が削除される一方、代替となる改正電気事業法においては、自然エネルギーに対する優先接続や、詳細な接続拒否事由が明示されていない。

このため、自然エネルギー電源の安定的な接続を確保するとともに、事業の予見可能性の向上を図るため、現行法における条項削除の取消し、もしくは電気事業法における自然エネルギーの優先接続と詳細な接続拒否事由の明示など、適切な措置を講じるよう要望する。

3 指定電気事業者制度の適正な運用

指定電気事業者制度の適正な運用を確保するため、電力会社が算定した接続可能量について、第三者機関による妥当性の検証を早急に行うとともに、系統運用の改善や連系線の計画的増強、それらを通じた指定解除の見通しの明示など、国が責任をもって、系統問題解決に係るあらゆる策を講じるよう要望する。

平成28年3月25日

自然エネルギー協議会 会長
徳島県知事 飯泉 嘉門